一般社団法人日本臨床宗教師会　資格制度細則

（主旨）

第１条　本細則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第３条及び第１５条及び、一般社団法人日本臨床宗教師会教育プログラム細則に基づき、臨床宗教師の資格制度ついて必要な諸事項を定める。

（目的）

第２条　本細則は、本法人が設ける資格制度について、その具体的な申請条件などを定め、その適正を期すことを目的とする。

（資格認定委員会）

第３条　本法人は、本法人定款第３８条及び本法人委員会規則に基づき、資格認定委員会（以下「委員会」という）を設け、委員会において本細則第２条に係る事項を審議する。

（資格の名称）

第４条　本法人が認定する資格の名称は、「認定臨床宗教師」とする。

（資格申請者）

第５条　「認定臨床宗教師」の資格を申請する者は、本法人の正会員として理事会に承認されなければならない。なお、正会員としての入会申込と資格申請を同時に行うことができる。

（臨床宗教師研修修了者）

第６条　本細則における「臨床宗教師研修修了者」とは、教育プログラム細則に基づいて本法人に登録された教育プログラムを修了した者を指す。

（資格認定条件①）

第７条　臨床宗教師研修修了者に資格を付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。

（１）宗教者（聖職者）証明書：　各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

（２）履歴書：　学籍、宗教者養成研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績については、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

（３）身元保証書：　ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等に責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

（４）日本臨床宗教師会認定の臨床宗教師研修プログラム修了証の写し

（５）日本臨床宗教師会認定の継続研修受講修了証：　フォローアップ研修参加１単位、会話記録検討１単位

（６）日本臨床宗教師会制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書：　本法人所定の書式。

（７）所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書：　本法人所定の書式。

（８）身分証明書：住民票（申請の３ヶ月以内に発行されたもの）の他、顔写真付きの身分証明書の写し（もしくはこれにかわる複数の身分証明書）

（資格認定条件②）

第８条　臨床宗教師研修修了者以外で、臨床宗教師に類する 300 時間以上の臨床経験のある者に資格を付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。

（１）宗教者（聖職者）証明書：　各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

（２）履歴書：　学歴、宗教者養成研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績については、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

（３）身元保証書：　ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等に責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

（４）臨床経験を証明する書類：　臨床実績を明記した医療福祉機関等の責任者による推薦書。

（５）所属する各地の臨床宗教師会が主催する継続研修受講修了証：　フォロー

アップ研修参加 1 単位、会話記録検討 1 単位、活動記録検討 1 単位、倫理講習 1 単位

（6）日本臨床宗教師会制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書：　本法人所定の書式。

（7）所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書：　本法人所定の書式。

（8）日本臨床宗教師会役員 2 名による推薦書

（9）身分証明証：住民票（申請書類提出の 3 ヶ月以内に発行されたもの）の他、顔写真付きの身分証明証の写し（もしくはこれにかわる複数の身分証明証）

（資格認定の費用）

第 9 条　本細則の第 7 条及び第 8 条で定められた資格の認定を受ける際、申請者は資格認定審査費として 2 万円を納入する。

（資格の更新）

第１０条　本細則の第 7 条及び第 8 条で定められた資格は、5 年毎に更新することができる。付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。なお、詳細は資格更新条件の解説に記す。

（1）日本臨床宗教師会認定の倫理講習会の受講証明書：2 単位

（2）日本臨床宗教師会認定の継続研修受講修了証：　フォローアップ研修参加 3 単位、会話記録検討 3 単位、活動記録検討 3 単位。

（3）スピリチュアルケアに関する研究会の参加証明書：3 単位。写しでも可。

（資格更新の費用）

第１１条　本細則の第１０条で定められた資格の更新を受ける際、申請者は資格更新審査費として 2 万円を納入する。

（資格認定証の授与）

第１２条　資格認定ないし資格更新の条件を満たした正会員について、資格認定委員長が理事会で報告し、理事会の承認を得て、会長名で資格認定証が授与される。

（変更届の提出）

第１３条　本細則の第７条及び第８条で定められた申請書類について、申請内容に変更が生じた場合には、原則として半年以内に変更届を提出しなければならない。特に第７条（１）（３）（７）（８）及び第８条（１）（３）（７）（９）については、第１２条と同様に理事会の承認を要する。承認が得られない場合は、資格の剥奪・停止になることがある。

（資格の剥奪・再教育など）

第１４条　日本臨床宗教師会制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」に違反、もしくはその疑義が生じたときには、別に定める倫理委員会細則に従って、倫理委員会による調査が行われ、理事会の承認を経て、再教育、資格の剥奪・停止、もしくは退会処分等の処遇が決められる。

（細則の改定）

第１５条　本細則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

１．本細則は、平成 30 年 3 月 5 日より施行する。
２．ただし、第 7 条（５）は平成 30 年 3 月 7 日より施行する。
３．本細則は、平成 30 年 12 月 12 日より改正・施行する。
４．本細則は、平成 31 年 3 月 4 日より改正・施行する。
５．本細則は、令和元年 6 月 12 日より改正・施行する。